

## 訴 状

事件名:損害賠償請求事件

令和6年6月6日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

原告 高野 邦 夫

東京都千代田区霞が関 1-1-1

被告 国 代表者法務大臣 小泉 龍司(こいずみ りゅうじ)

## 付 属 書 類 等

甲号証写し	3 通
証拠説明書(1)	1 通
予納郵券	金 6,192 円

## 記

## 第一. 請求の趣旨

- 1.上記被告は原告に対し金 100,000 円及び、これに対する令和 5 年 3 月 24 日から完済に至るまで年 3 分の割合による金員の支払いをせよ。
- 2.訴訟費用は被告の負担とする。  
以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

## 第二. 請求の原因

- 1.最高裁判所第三小法廷は、何ら裁判の名に値しない決定(以下三行半決定という・甲 1,2 号)を簡易書留で送達した。
- 2.凡そ裁判には相応の理由が付されていなければならないのは当然である。

## ★民事訴訟法第 253 条(判決書)

判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文 二 事実 三 理由 四 口頭弁論の終結の日 五 当事者及び法定代理人 六 裁判所  
2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

- 3.このような無価値の決定書を掴ませる事は「国の詐欺行為(刑 246 条)」に等しい。
- 4.原告(以下私という)は、被告の違法行為により、筆舌に尽くしがたい苦痛を被った。心に受けた傷は深く金銭に換算することは困難であるが、本訴は慰籍料の一部を、国家賠償法 1 条 1 項により請求するものである。

★民法第 709 条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

★刑法第 246 条(詐欺)

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

5.通常の上行半決定には、「その実質は**事実誤認**又は単なる**法令違反**を主張するもの」という理由擬きが付されているのである(甲第 3 号証)が甲第 1,2 号証にはそれすら無いのである。

以上原告 こう の くに お 高野邦夫